

岩国市立にこにちどりこども園ほか給食調理等業務

公募型プロポーザル説明書

岩 国 市

1. 業務目的

岩国市立保育園・認定こども園では、できる限り変化に富み、園児に必要な栄養量を含有するもので、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供している。また、保育の中で健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、園児が生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていくことを重視した食育の推進をしている。

上記本市の方針に基づき、岩国市立にこにこちどりこども園及び岩国市立わかば保育園、岩国市立そお保育園、岩国市立ながの保育園の給食調理等業務について民間委託を行うため、公募型プロポーザル方式により、受託候補者を特定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

岩国市立にこにこちどりこども園ほか給食調理等業務

(2) 業務内容

別紙仕様書による

(3) 委託期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで（予定）

(4) 予算額（提案上限額）225,522 千円

年 度	予 算 額
令和 8 年度	75,174,000 円
令和 9 年度	75,174,000 円
令和 10 年度	75,174,000 円
	225,522,000 円

3. 担当部署

岩国市福祉部保育幼稚園課（担当：河村）

住 所：〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

電 話：0827-29-5077

ファックス：0827-22-1261

電子メール：hoiku@city.iwakuni.lg.jp

4. 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者（以下「事業応募者という。」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当し、かつ、法人格を有する者であること。

ア 認定こども園における給食の特色を踏まえ、食育の推進を行い、子どもたちに安

- 全で安心な給食を円滑に提供できる者であること。
- イ 安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- (2) 運営実績または受託実績が、次のいずれかに該当する者であること。
- ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に定める幼保連携型認定こども園の運営（受託を含む。）又は保育所又は幼保連携型認定こども園を対象とした給食調理業務の受託の実績を 3 年以上有していること。
- イ 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理業務の実績を 3 年以上有していること。
- (3) 仕様書において定める業務については、業務遂行能力を有するとともに、適正な実施体制を有し、市の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 市との連携及び調整が迅速に行えるよう、山口県又は山口県に隣接する広島県、島根県若しくは福岡県に本社、支社又は事業所のいずれかを公告の日までに有しており、食育に関する指導体制、職員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、職員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (5) 過去 2 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定により営業の許可を取り消されたことがない者であること。
- (6) 過去 3 年以内に、食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受ける等、食中毒その他食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分の対応、改善策に関する事項について、書面等により適正な食品衛生対策の確保ができているときはこの限りでない。
- (7) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (9) 公告の日から企画提案書の提出期限の日までの間に岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（令和 25 年 3 月 27 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 国税、都道府県税及び市区町村民税を滞納していないこと。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (12) 岩国市暴力団排除条例（平成 23 年岩国市条例第 21 号）に規定する排除対象となっていないこと。

5. 選定までのスケジュール（予定）

実施要領等の公表	令和7年5月21日（水）
参加表明書等に関する質問の受付期間	令和7年5月21日（水）～6月2日（月）
施設見学会	令和7年5月27日（火）、5月28日（水）
質問に対する回答期限	令和7年6月4日（水）
参加表明書等の提出期間	令和7年5月21日（水）～6月5日（木）
企画提案書等の提出要請	令和7年6月11日（水）
企画提案書等に関する質問の受付期間	令和7年6月11日（水）～7月2日（水）
質問に対する回答期限	令和7年7月9日（水）
企画提案書等の提出期間	令和7年6月11日（水）～7月28日（月）
ヒアリング	令和7年8月6日（水）
選定結果通知	令和7年8月12日（火）

6. 施設見学会

以下の書類により事前に申し込むこと。

- ア 日 時 令和7年5月27日（火）、5月28日（水）
原則として15時から17時までの間で、保育業務に支障のない範囲とする。
- イ 持参物 白衣、マスク、帽子、履物（調理室内用）
- ウ その他
- ・視察時は、市の指示に従うこと。
 - ・現地への移動は、各社で対応すること。
 - ・現地での質疑応答はできないため、質問がある場合は、第8項の手順により質問すること。
 - ・参加者は、1団体につき2名までとする。
- エ 提出書類 岩国市立にこにこちどりこども園ほか給食調理等業務委託
施設見学会参加申込書（様式第1号）
- オ 提出期限 令和7年5月23日（金）17時15分まで
- カ 申込方法 持参又は電子メール
（表題に「施設見学会参加申込」と明記）
※送信後に電話で到着確認すること。
- 【提出先】 岩国市福祉部保育幼稚園課
電子メール：hoiku@city.iwakuni.lg.jp
F A X：0827-22-1261 電話：0827-29-5077

7. 参加表明書等の作成及び提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。

(1) 提出書類 1部

ア 参加表明書（兼参加資格要件等確認書）（様式第2号）

イ 添付書類

（ア） 法人概要調書（様式第3号）

（イ） 登記事項全部証明書（提出日において発行日から3箇月以内のもの）

（ウ） 企業単体の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書（直近3事業年度分）

（エ） 納税証明書（提出日において発行日から3箇月以内のもの）

・委任がないときは、本社所在地に係る国税、都道府県税及び市区町村税

・委任があるときは、本社に係る国税並びに委任地先に係る都道府県税及び市区町村税

（オ） 調理受託実績を有していることを証する書類（契約書の写し等）

（カ） 食品衛生法の規定に基づく営業停止処分等の有無（該当「有」の場合は、当該処分後の対応、改善策に関する書面等を添付すること）

（キ） 生産物賠償責任保険の加入状況（保険証書の写し等）

※令和6・7年度岩国市物品等入札参加資格者名簿の「業務委託・給食」に登録されているものは、（イ）、（ウ）、（エ）の添付を省略することができる。

(2) 提出方法

各1部を直接持参するか書留郵便とする。なお、郵送の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に「岩国市立にこにこちどりこども園ほか給食調理等業務公募型プロポーザル参加表明書」を明記すること。

(3) 提出場所

3と同じ

(4) 提出期間

令和7年5月21日（水）から6月5日（木） 17時15分まで

※ 持参による受付は、開庁時間内（8時30分～17時15分）とする。

(5) その他

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第4号）を提出すること。

8. 参加表明書等に関する質問及び回答

質問は、参加表明書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、企画提案書の作成及び提出に関する質問は受け付けない。

なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出について

ア 提出書類 質問書（様式第5号）

- イ 提出方法 持参又は電子メール
(表題に「プロポーザル質問書」と明記)
※送信後に電話で到着確認すること。
- ウ 提出場所 3 と同じ
- エ 提出期限 令和7年6月2日(月) 17時15分まで

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は集約したものを、質問者名をふせた上で、令和7年6月4日(水)までに岩国市ホームページ(<https://www.city.iwakuni.lg.jp/>)に公表する。ホームページ掲載した回答については、本説明書(仕様書を含む。)と一体のものとして効力を有するものとするため、質問の有無にかかわらず、岩国市ホームページを確認のこと。

9. 企画提案書等の提出の要請

提出された参加表明書等の書類をもとに、参加資格を確認し、その結果を令和7年6月11日(水)までに参加表明書等提出者に通知するとともに、企画提案書等の提出の要請を行う。

10. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類 提出部数 11部(正本1部、副本10部)

ア 企画提案書類提出書(様式第6号)

【内容】(企画提案書は任意様式)

- 認定こども園の給食、献立作成に対する考え方
- 衛生管理体制
- 食中毒・事故・災害時等の危機管理
- 調理業務の実施体制
- 業務の円滑な運営
- 類似業務の実績
- 当業務に関連する岩国市への独自の提案(任意)

イ 見積書(任意様式)

- ① 見積書に合わせて、年度ごとに提案上限予算額以内で内訳書を作成すること
- ② 内訳書には、項目ごとに算出根拠を示すこと
- ③ 見積書には消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること

ウ 会社概要(任意様式、既成のもので可)

(2) 提出方法

直接持参するか書留郵便とする。なお、郵送の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に「岩国市立にこにこちどりこども園ほか給食調理等業務公募型プロポーザル企画提案書」を明記すること。

(3) 書類提出上の留意事項

ア 書類は、A4サイズを原則とする。なお、資料の都合上、部分的にA3サイズを利用する場合は、片袖折にすること。

イ 提出書類は、上記(1)のア、イ、ウの順番に並べ、クリップ等で綴じること。

(4) 提出場所

3と同じ

(5) 提出期間

令和7年6月11日（水）から7月28日（月） 17時15分まで

※ 持参による受付は、開庁時間内（8時30分～17時15分）とする。

(6) その他

ア 企画提案書等を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第4号）を提出すること。

イ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

11. 企画提案書等に関する質問及び回答

質問は、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出について

ア 提出書類 質問書（様式第5号）

イ 提出方法 持参又は電子メール

（表題に「プロポーザル質問書」と明記）

※送信後に電話で到着確認すること。

ウ 提出場所 3と同じ

エ 提出期限 令和7年7月2日（水） 17時15分まで

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は集約したものを、質問者名をふせた上で、令和7年7月9日（水）までに岩国市ホームページに公表する。ホームページ掲載した回答については、本説明書（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとするため、質問の有無にかかわらず、岩国市ホームページを確認のこと。

12. ヒアリングの実施

提出された企画提案書に関し、次のとおり岩国市立保育園及び認定こども園給食調理等業務事業者選定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

令和7年8月6日（水） 予定

※ 時間は、別途企画提案書の提出者に通知する。

(2) 実施場所

岩国市役所 2階 特別会議室

住所：〒740-0022 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

※ 場所は、別途企画提案書の提出者に通知する。

(3) 実施時間

45 分以内（提案内容の説明 30 分、質疑応答 15 分）

※ 準備時間は除く

(4) 出席者

3 名以内

(5) その他

ア ヒアリングは、企画提案書の提出順に行う。

イ 企画提案の説明に要するパソコン等の物品の持ち込みは認める。ただし、電源、プロジェクター及びスクリーンは市で準備するので、ヒアリング実施の 2 日前までに市に連絡すること。

ウ 説明は、提出された企画提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。

エ ヒアリングに正当な理由がなく遅刻又は欠席した場合は、辞退したものとみなす。

13. 企画提案書の特定

プロジェクトチームにより、提出された参加表明書、企画提案書及びヒアリングの内容を審査し、企画提案書を特定する。

(1) 評価方法

別紙評価基準表に基づいて採点し、最も合計得点が高い提出者を業務委託受託候補者（以下「特定者」という。）として特定する。なお、同数の場合は、評価項目「企画提案」の得点が高い提出者とし、以上においても同数の場合は、プロジェクトチームで協議のうえ、特定する。

(2) 審査結果

審査の結果は、令和 7 年 8 月 12 日（火）までに企画提案書の提出者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、市ホームページで特定者名を掲載する。

14. 業務委託契約

特定者と契約条件について協議の上、予算の範囲内で契約を締結する。

なお、特定者が参加資格を満たさないと判断した場合や、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。その場合は、次に得点が高い企画提案書の提出者を特定者として、契約条件について協議する。

(1) 提出書類等に虚偽の記載があったとき

(2) 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき

(3) 企画提案書の特定結果に影響を与えるような不正な行為が判明したとき

(4) その他、プロジェクトチームにおいて特定者と契約の締結を行うことが適当でないと判断

される事実が判明したとき

15. その他

- (1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として記載内容の修正及び変更を認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、岩国市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）に基づく開示請求があった場合は、原則開示する。なお、公にすることにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、不開示となるので、当該部分がある場合には、不開示部分とその具体的な理由を「不開示に関する理由書（任意様式）」により提出すること。ただし、開示又は不開示の判断は、同理由書に基づき行うものではなく、同理由書を参考に、本市が同条例に基づき客観的に判断するものとする。
- (5) 契約保証金は、岩国市財務規則（平成 18 年規則第 52 号）第 127 条第 7 号により免除する。
- (6) 現在、公立保育園・認定こども園に勤務する会計年度任用職員のうち、受託者への再就職を希望している場合、業務水準の確保及び業務継続性の観点から、優先的に再就職の受け入れに努めること。